

議案第 58 号

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立学校体育施設の開放に関する条例（平成 21 年条例第 39 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

市内小中学校の体育館及び武道場に空調設備を設置することに伴い、令和 8 年度から学校体育施設開放事業において使用する体育館等で空調設備の使用が可能になることから、空調設備の使用料について新たに定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

取手市立学校体育施設の開放に関する条例（平成 21 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第 10 条 第 8 条第 1 項の規定による利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)は、利用する時間に応じ、別表第 2 に規定する額の使用料を前納しなければならない。 2 <u>利用団体のうち、別表第 3 に規定する附属設備を利用するものは、実際に利用する時間に応じ、教育委員会が指定する方法により同表に規定する使用料を納付しなければならない。この場合において、1 時間に満たない附属設備の利用は、1 時間の利用とみなす。</u> (使用料の減免) 第 11 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条第 1 項及び第 2 項の使用料(以下「使用料」という。)</u>を減額し、又は免除することができる。	(使用料) 第 10 条 第 8 条第 1 項の規定による利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)は、利用する時間に応じ、別表第 2 に規定する額の使用料(<u>以下「使用料」という。)</u>を前納しなければならない。 (使用料の減免) 第 11 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 10 条関係）

開放施設	附属設備	1 時間当たりの附属設備の使用料
小学校体育館	空調設備	1, 000 円
中学校体育館	空調設備	1, 500 円
中学校武道場	空調設備	500 円

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。